

## 2 職員の給与の状況

### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

人件費とは、職員に支給される給与のほか、特別職に支給される給料・報酬等、職員が加入している地方共済組合に事業主として支払う負担金等を合計したものです。

区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 取 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考)
						4年度の人件費率
5年度	人 100,171	千円 36,120,041	千円 1,231,981	千円 6,634,732	% 18.4	% 18.2

(注)普通会計とは、一般会計と用地会計を合計したものです。

### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

職員給与費とは、職員に支給する給与の総額をいいます。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		類似団体平均 一人当たり給与費
5年度	人 695	千円 2,515,826	千円 809,788	千円 1,171,022	千円 4,496,636	千円 6,469	千円

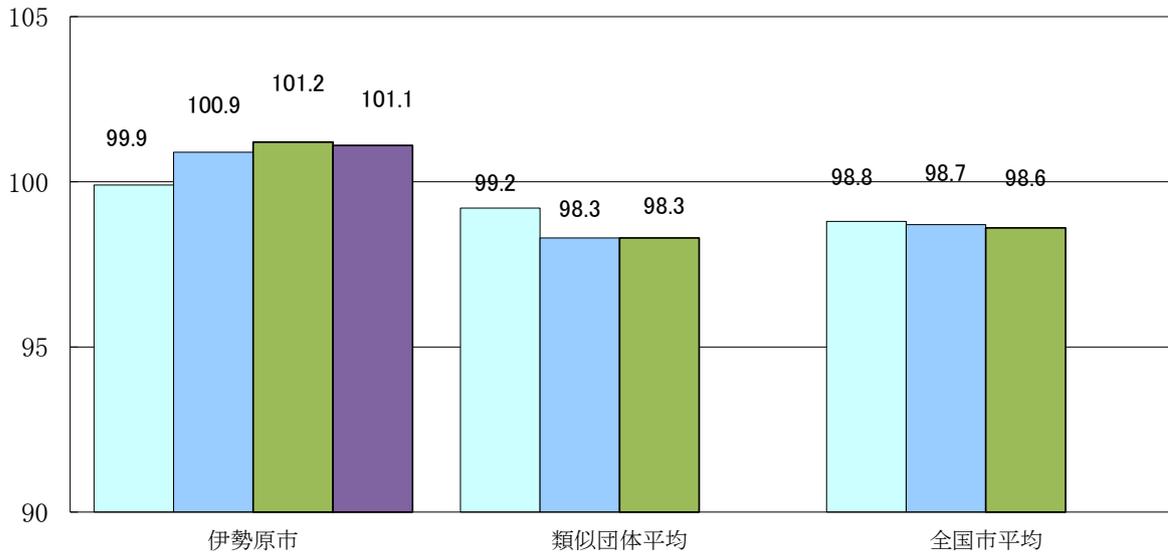
(注) 1 職員数は、令和5年4月1日現在の支給人数です。

2 職員手当には児童手当、退職手当を含みません。

### ○特記事項

- ・市長は給料を5%、副市長・教育長は給料を2%減額しています(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)。
- ・市長は給料を10%、副市長・教育長は給料を5%減額しました(平成29年4月1日から令和2年6月30日、令和2年11月1日から令和5年3月31日まで)。
- ・市長は給料を20%、副市長・教育長は給料を10%減額しました(平成2年7月1日から令和2年9月30日まで)。

### (3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注)1「ラスパイレス指数」とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2 ラスパイレス指数の算出方法：伊勢原市職員と国家公務員について、それぞれを学歴別・経験年数別に区分し、伊勢原市職員の構成が国家公務員と同一であると仮定のうえ、区分ごとに伊勢原市職員と国家公務員の給料を比較して算出します。

3 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

4 「類似団体平均」、「全国市平均」は、後日(令和7年4月以降)記載します。

※令和6年4月1日のラスパイレス指数が100を超えている理由

国家公務員の給与水準とほぼ同水準ですが、主に職員構成の変動の影響及び一部の経験年数が多い階層区分において、平均給料月額が国を上回っているためです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

[実施済]

国の見直し内容を踏まえ、一般行政職の給料表の見直しを実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

(支給割合)国基準10%に対し、伊勢原市においても10%を支給しています。

③ その他の見直し内容

ありません。

○特記事項

ありません。

(5) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
伊勢原市	40.4歳	316,085 円	429,212 円	382,415 円
神奈川県	歳	円	円	円
国	歳	円	—	円
類似団体	歳	円	円	円

② 技能労務職

区分	伊勢原市					民間従業員			参考 A / B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
伊勢原市	51.8歳	57人	302,077円	376,341円	346,316円	—			—
うち自動車運転員等	56.8歳	9人	311,611円	368,190円	355,706円	乗用自動車運転者			
うち清掃職員	51.1歳	20人	348,245円	479,297円	405,672円	廃棄物処理従業員			
うち給食調理員	54.6歳	24人	253,542円	286,922円	282,583円	飲食物調理従事者			
うち用務員	49.3歳	4人	341,000円	416,416円	410,800円	用務員			
神奈川県						—	—	—	—
国						—	—	—	—
類似団体						—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
伊勢原市	—	—	—
うち自動車運転員	6,096,402円	3,463,200円	1.76
うち清掃職員	7,619,840円	4,266,500円	1.79
うち給食調理員	4,819,182円	3,368,300円	1.43
うち用務員	6,493,928円	3,187,900円	2.04

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(令和2年～令和4年の3か年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された

期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(注)1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

3 「神奈川県」、「国」、「類似団体」は、後日(令和7年4月以降)記載します。

(6) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区分		伊勢原市	神奈川県	国
一般行政職	大学卒	200,700 円	202,400 円	総合職 200,700 円 一般職 196,200 円
	高校卒	176,100 円	166,600 円	166,600 円
技能労務職		171,200 円	169,000 円	—

(注)1 技能労務職は、18歳で環境整備員に採用された場合です。

(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(令和6年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	271,089 円	343,900 円	396,433 円	391,923 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
技能労務職		243,231 円	303,640 円	327,322 円	341,356 円

(注)1 技能労務職は、モデル給料にて平均給料を算出しています。

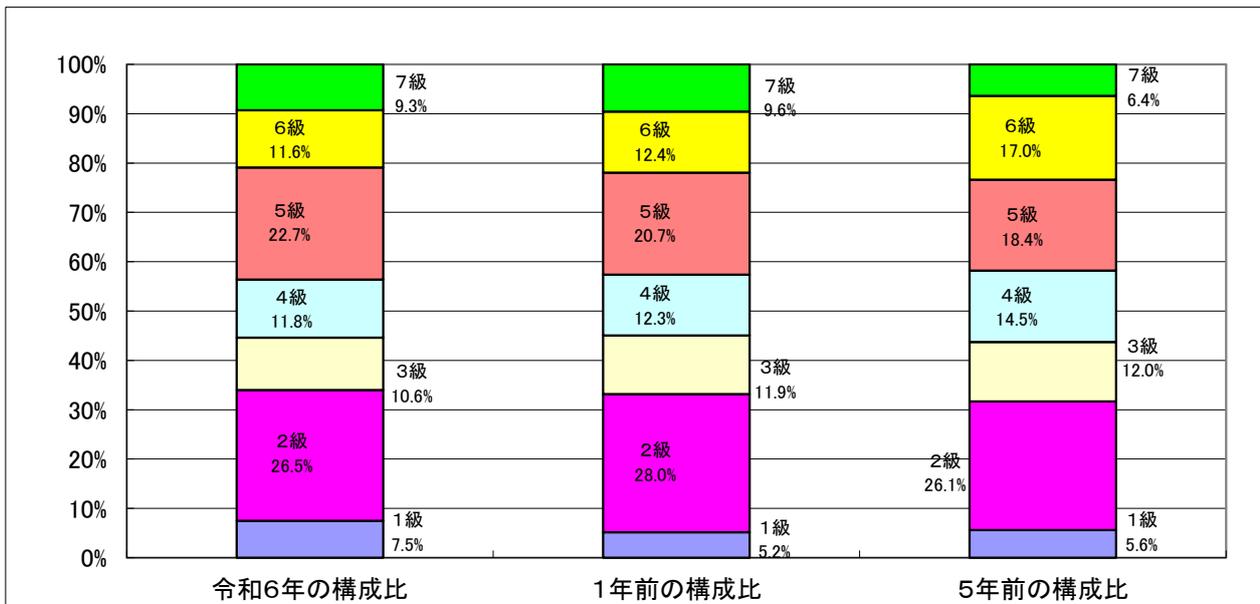
2 一般行政職のうち、人数が3人以下の区分は記載していません。

(8) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和6年4月1日現在)

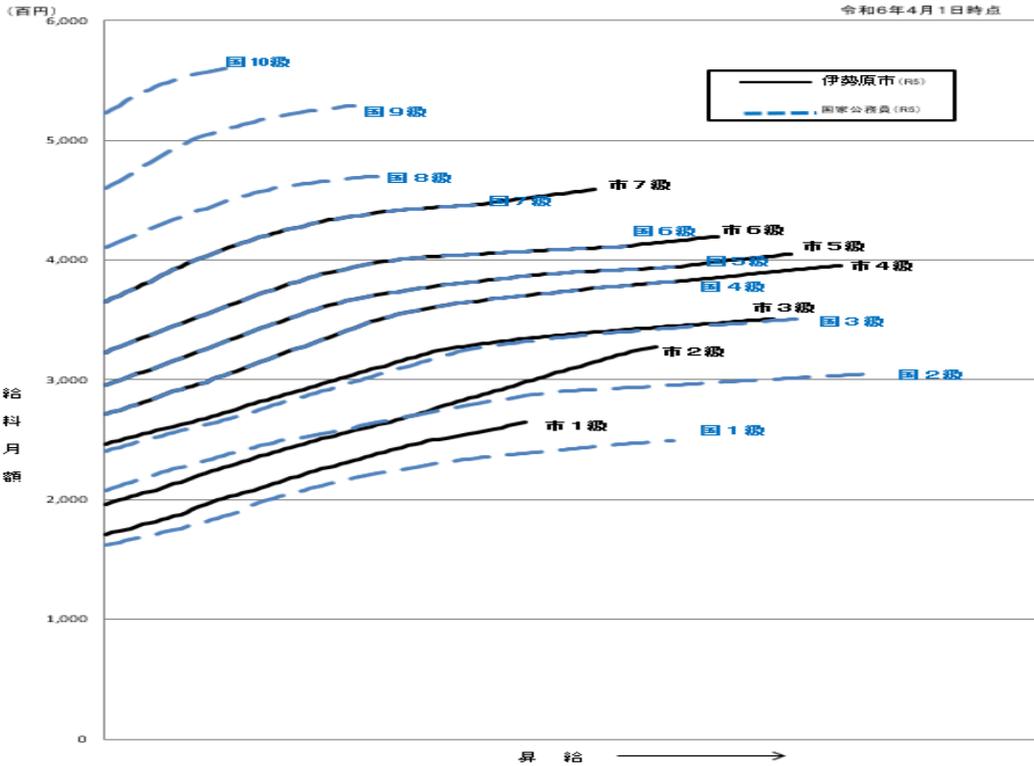
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	内訳	1号給の月額	最高号給の月額	職制上の段階		
7 級	部長、参事 (部長、参事の職務)	36 人	9.3 %	部長:9人、担当部長:8人、議事事務局長:1人、参事:18人	373,400 円	459,100 円	36 人	9.3 %	部長級
6 級	課長、主幹 (課長、主幹の職務)	45 人	11.6 %	課長:29人、館長:1人、事務局長:1人、担当課長:6人、主幹:8人	335,000 円	420,000 円	45 人	11.6 %	課長級
5 級	係長、副主幹 (係長、副主幹の職務)	88 人	22.7 %	係長:79人、副主幹:9人	309,800 円	405,300 円	88 人	22.7 %	係長級
4 級	主査 (特に高度の知識、技術又は経験を必要とする業務を行う職務)	46 人	11.8 %	主査:46人	287,300 円	395,600 円	218 人	56.4 %	係員級
3 級	主任主事 (高度の知識、技術又は経験を必要とする業務を行う職務)	41 人	10.6 %	主任主事:41人	262,300 円	353,600 円			
2 級	主事 (知識、技術又は経験を必要とする業務を行う職務)	102 人	26.5 %	主事:102人	230,000 円	298,300 円			
1 級	主事補 (定型的な業務を行う職務)	29 人	7.5 %	主事補:29人	194,500 円	253,300 円			
合計		387人	100.0 %						

(注)1 伊勢原市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(9) 国との給料表カーブ比較表(行政職給料表(1))(令和6年4月1日現在)



(10) 高齢層職員の昇給停止(抑制)制度の概要

高齢層の昇給停止(抑制)制度とは民間企業等との均衡を図るため、一定年齢以上の職員について、昇給抑制したり昇給停止したりする制度です。

なお、昇給抑制とは、査定昇給時の昇給号級数を半分にすることです。

職 種	伊勢原市	国	該当職員数	
			R5年度	R4年度
一般行政職	昇給停止：58歳以上	昇給抑制：55歳以上	30人	37人
技能労務職	制度無し	昇給抑制：55歳以上		

(11) 職員の手当の状況

職員は、以下の手当が支給されます。

- ・期末手当、勤勉手当：民間企業のボーナス等に相当する手当
- ・退職手当：退職したときに支給される一時金
- ・地域手当：民間における賃金等を考慮して職員に支給される手当
- ・特殊勤務手当：危険、困難、不健康な業務等に従事したときに支給される手当
- ・時間外勤務手当：正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給される手当
- その他、扶養手当、住居手当、通勤手当等があります。

① 期末手当・勤勉手当

伊勢原市		神奈川県		国	
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,677 千円		1人当たり平均支給額(令和5年度) 千円		—	
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 ( 1.375 )月分 勤勉手当 2.05 月分 ( 0.975 )月分		(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 ( 1.375 )月分 勤勉手当 2.05 月分 ( 0.975 )月分		(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 ( 1.375 )月分 勤勉手当 2.05 月分 ( 0.975 )月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~20%	

(注)1 ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用	伊勢原市		国	
	管理職員	一般職員	特別管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○		○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○			
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用		○		
ロ 人事評価を実施していない				

② 退職手当(令和6年4月1日現在)

伊勢原市			国		
(支給率)	自己都合	勲奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額	4,272 千円	22,908 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

③ 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		288,158 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		386,789 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全地域	10 %	745 人	10 %

④ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		3,733 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		21,830 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		23.0 %	
手当の種類(手当数)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)
危険現場業務手当	土木部職員他	危険な現場での作業、検査 又は監督の業務	80 千円
清掃作業手当	環境美化センター職員他	ごみの収集作業	2,231 千円
行旅死亡・ 変死人処理手当	生活福祉課職員	行旅死亡・変死人処理	0 千円
感染症等業務手当	農業振興課職員他	感染症等の病原体を有し、 又は疑いのある人、動物又は 物件に接する業務	32 千円
感染症等業務手当の 特例(新型コロナウイルス 感染症)	消防署勤務職員	新型コロナウイルス感染症 に対して緊急に行われた措 置に係る業務	963 千円
特殊車両運転手当	土木管理課職員他	グレーダ、ホイールローダの運転 業務	25 千円
社会福祉業務手当	生活福祉課職員他	援護、育成又は更生の措置 を要する者又はその家族に 対して訪問指導を行うなど の相談援助業務	186 千円
保健指導業務手当	健康づくり課職員他	保健師が行う、母子保健衛 生・予防接種の業務	0 千円
公害調査手当	環境対策課職員	公害調査、立入検査業務	17 千円
救急業務手当	消防署勤務職員	救急救命士が救急救命士 法で定める救急救命処置を 行う業務	107 千円
消防車両運転手当	消防署勤務職員	災害時における中型又は大 型の消防車両運転業務	85 千円
高所作業等手当	消防署勤務職員	はしご車により8メートル以 上高所にての消火又は救 助作業及びはしご車を操作 する業務	8 千円

⑤ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	293,828 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	499 千円
支給実績（令和4年度決算）	296,258 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	502 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給額(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

⑥ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	配偶者 7,500円	異なる	6,500円	83,559 千円	275,772 円
	子 11,000円	異なる	10,000円		
	父母等 7,500円	異なる	6,500円		
	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 5,500円	異なる	5,000円		
住居手当	借家(最高支給限度額) 29,500円	異なる	28,000円	56,769 千円	310,213 円
通勤手当	交通機関 全額支給	同じ		47,900 千円	78,013 円
	交通用具 2km～5km 3,000円	異なる	2,000円		
	5km～10km 4,800円	異なる	4,200円		
	10km～15km 7,100円	同じ			
	15km～20km 10,000円	同じ			
	20km～25km 12,900円	同じ			
	25km～30km 15,800円	同じ			
	30km～35km 18,700円	同じ			
35km～40km 21,600円	同じ				
40km～ 24,400円	異なる	40km～ 24,400円～31,600円			
管理職手当	理事 99,000円	異なる	139,300円を上限とした定額	100,499 千円	858,966 円
	部長 86,000円				
	担当部長 86,000円				
	専任参事 81,000円				
	参事 76,000円				
	課長、担当課長 69,000円				
	主幹 65,000円				
主幹(副園長) 51,000円					
宿日直手当	1日 6,100円	異なる	4,400円～ 22,000円	0 千円	0 円
	1日(年末年始) 9,150円				

(12) 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区分	給料	月額	額等
給料	市長	917,700 円 ( 966,000 円 )	(参考)類似団体における最高/最低額 円/円
	副市長	734,020 円 ( 749,000 円 )	円/円
報酬	議長	544,000 円 ( 544,000 円 )	円/円
	副議長	469,000 円 ( 469,000 円 )	円/円
	議員	435,000 円 ( 435,000 円 )	円/円
期末手当	市長	(令和5年度支給割合)	
	副市長	4.45 月分	
退職手当	議長	(令和5年度支給割合)	
	副議長	4.40 月分	
退職手当	市長	(算定方式) 966,000円×在職月数×0.375	(1期の手当額) 17,388,000円 (支給時期) 任期毎
	副市長	749,000円×在職月数×0.25	8,988,000円 任期毎
	備考		

(注)1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

3 「類似団体における最高/最低額」は、後日(令和7年4月以降)記載します。

(13) 旅費の概要

公務出張、赴任に要する費用を旅費として支給しています。概要は次のとおりです。

種類	内容	支給額
鉄道賃、船賃、航空賃、車賃	運賃等を支給しています。	実費額
宿泊料	宿泊を要する場合について支給しています。	12,000円/一夜
食事料	次の場合に限り支給しています。 ①船賃、航空賃のほか別に食費を必要とする場合 ②船賃、航空賃を必要としないが食費を必要とする場合 ③宿泊料定額と宿泊料の実費との差額の範囲内で支給。 (その実費が宿泊料定額に満たない場合で、別に食費を必要とし、かつ、実費中に食費が含まれていない場合に限る)	1,800円/一夜
支度料	外国へのお出張、赴任には、支度に要する費用を支給しています。	出張手当70,070円、赴任手当180,000円 (出張手当は1箇月以内の期間の場合)